

令和6年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務  
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和6年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務

(2) 事業の目的

本県では、効率的な漁業生産体制への転換を目指して「高知マリンイノベーション」を推進しており、大学や民間企業等と連携し、AI等のより高度なデジタル技術の活用に取り組んでいるところです。

本事業は、近年の海況変化等による漁獲量の低迷に加え、燃油や資材の高騰により、経営の厳しさが増しているメジカ漁業の存続のために、デジタル技術を活用して、出漁前に漁場の位置を正確に把握することで、魚群の探索時間を短縮し、燃油代の削減と漁獲量の増加につなげて、操業の効率化を図るメジカ漁場予測システムの基本設計を目的としています。

(3) 事業内容

別添「令和6年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務提案依頼書」による。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

2 見積限度額

12,540千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「令和6年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するもの

ではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

なお、共同企業体の候補者は、委託契約の締結前に共同企業体協定書（別添：参考様式）の写しを提出してください。

## 5 企画提案者の資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

### （1）単独企業による参加

ア 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者又は契約締結時まで登録が予定されている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

エ 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

オ 本社及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

カ 本社及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### （2）共同企業体による参加

ア 共同企業体を構成する者が上記（1）のアからカまでの全てを満たしていること。

イ 共同企業体を構成する者は、同時に2つ以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募は認めない。

## 6 説明会（オンライン開催）

日時：令和6年4月12日（金） 午前10時から

※参加予定者には開催案内（会議 URL 等）を別途通知します。

※日時等が変更となった場合は、参加予定者に通知します。

説明会参加申込書（別記様式第1号）を【14 問合せ先】の電子メールで令和6年4月10日（水）17時まで受け付けます。

なお、説明会への出席は、プロポーザル参加の必須条件としません。

## 7 質疑と回答

(1) 質疑の受付期限及び方法

質疑は令和6年4月16日(火)正午まで(必着)に質疑書(別記様式第2号)により持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)もしくは電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

また、質疑は、指定日時までに受理したもののみとし、それ以降に届けられたものには回答できません。

(2) 質疑に対する回答期限及び方法

質疑に対する回答は、令和6年4月19日(金)午後5時までにホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書(別記様式第3号)及び法人概要書(別記様式第4号)を提出してください。

	書類の名称	規格	部数
1	参加申込書(別記様式第3号)	A4縦	1部
2	法人概要書(別記様式第4号) 共同企業体の場合は、すべての構成員のもの 必要に応じて別添書類の添付も可	A4縦 別添は自由	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和6年4月22日(月) 午後5時(必着)

③ 提出先

〒785-0167 高知県須崎市灰方1153-23

高知県 水産試験場 漁業資源課 TEL 088-856-1175

(2) 資格要件の確認

高知県水産試験場で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年4月24日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、

知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおりとします。

## 10 審査

別途定める「令和6年度高知県メジカ漁場予測システム基本設計委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりとします。

## 11 審査結果

審査結果は、令和6年5月末までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

## 12 日程

令和6年4月5日（金）	公募
4月12日（金）	プロポーザル説明会
4月16日（火）	質疑書の提出期限
4月19日（金）	質疑書の回答期限
4月22日（月）	参加申込書の提出期限
4月24日（水）	参加資格結果通知
5月13日（月）	企画提案書の提出期限
5月下旬	審査委員会（プレゼンテーション）
5月下旬	審査結果の通知
6月中旬	委託契約の締結

## 13 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。  
(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）

します。

- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別記様式第5号により提出してください。

開示・非開示の判断は様式第5号に基づき行うものではなく、様式第5号を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

#### 14 問い合わせ先

高知県水産試験場

担当者 猪原、清水、田井野

T E L 088-856-1175

e-mail 040409@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に当たっては、過去の実績を有することを必須要件としませんが、契約締結時には、高知県契約規則に基づき、当該契約者が、国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるなどの場合を除き契約保証金の納付が必要となります。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
- ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合